



平成26年2月14日

暴風雪による被災者を対象とした「緊急融資制度」の取扱いについて

平成26年2月8日、9日に発生いたしました暴風雪により、被害を受けられた皆さまに対しまして心よりお見舞い申し上げます。

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）では、暴風雪（2月9日以降発生を含む）により被害を受けられた方を支援するため、下記のとおり「緊急融資制度」の取り扱いを開始いたしましたので、お知らせいたします。お近くのご相談窓口でお気軽にご相談くださいますようお願い申し上げます。

記

【緊急融資制度】

	暴風雪被害緊急融資制度（復興支援ローン）
ご融資対象者	暴風雪により被害を受けられた法人・個人事業主のお客さま
お使いみち	事業資金（運転資金・設備資金）
ご融資金額	1億円以内
ご融資期間	運転資金 10年以内 設備資金 20年以内 *いずれも据置2年以内可
ご融資利率	年1.85%（変動金利） *金利割引あり
担保	原則不要
取扱期間	平成26年2月14日から平成26年3月31日まで

- 上記プランのお申込みに際しては、当行所定の審査がございます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承願います。

【ご相談窓口】

- （1）全営業店窓口
平日：午前9時から午後3時
- （2）すまいるプラザおよびパーソルプラザ
各プラザの営業時間内
- （3）本部受付窓口（午前9時から午後5時）
電話番号 （平日）0120-298-030
（土日）0120-615-668

以上

報道機関のお問合せ先			
筑波銀行	総合企画部広報室	岡野	内線3731
TEL 029-859-8111			